

第4次鳴門市男女行動計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

【日程】

公告	令和7年4月25日（金）
質問受付期間	令和7年4月25日（金）～5月9日（金）正午まで
質問への最終回答日	令和7年5月9日（金）
参加表明書等提出期間	令和7年4月25日（金）～5月9日（金）午後5時まで
参加資格確認結果通知	令和7年5月15日（木）
提案書等提出期間	令和7年5月16日（金）～5月23日（金）午後5時まで
提案書等の審査及び評価	令和7年5月下旬（予定）
審査結果通知	プレゼンテーション終了後5日以内

1 業務の概要

(1) 業務の名称

第4次鳴門市男女行動計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

本業務は、第3次鳴門市男女行動計画（鳴門パートナーシッププランⅢ（サード）ステージ）の計画期間が令和7年度をもって満了することから、社会環境の変化を踏まえつつ、本市における男女平等・男女共同参画社会の形成を更に促進するため、新たに第4次鳴門市男女行動計画を策定するにあたって、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、計画書の作成など、計画策定に必要な支援を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

第4次鳴門市男女行動計画策定支援業務仕様書のとおり。

(4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日

(5) 見積限度額 4,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 支払方法 業務完了払いとする。

(7) 担当部署

担当課 鳴門市 健康福祉部 人権推進課

担当者 美馬、谷本

住所 〒772-8501

鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

連絡先 電話 088-684-1148

FAX 088-684-1522

メール jinkensuishin@city.naruto.i-tokushima.jp

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 次の①又は②に該当する者であること。
 - ① 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている者。
 - ② 上記①に該当しない者で、参加表明書の提出期限までに、別紙①に示す物品の購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者。
- (3) 鳴門市物品業者等指名停止措置要綱（平成22年4月1日制定）による指名停止期間中でないこと。
- (4) 鳴門市暴力団等排除措置要綱（平成24年8月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) これまでに、地方公共団体において、男女共同参画計画策定支援業務又は類似する行政計画策定業務の受託実績があり、本業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。

3 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式4）を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① プロポーザル参加表明書（様式1）
 - ② 会社概要（様式2）
 - ③ 業務実績調書（様式3）
 - ④ 別紙①に記載の書類（鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている者は不要）
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 令和7年5月9日（金）午後5時まで（必着）
- (4) 提出方法 本要領1(7)の担当部署へ持参又は郵送により提出すること。
ただし、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。
- (5) 参加資格の確認及び通知
提出された参加表明書等は、本要領2の参加資格を満たしているか審査し、その結果

を電子メールにて令和7年5月15日（木）までに通知する。なお、本通知が令和7年5月16日（金）正午時点においても届かない場合は、必ず1(7)の担当部署に問い合わせること。

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は参加表明書、提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 受付期間 令和7年4月25日（金）から5月9日（金）正午まで

(2) 提出方法

質問書（任意様式）に必要事項を記入し、電子メールにて本要領1(7)の担当部署に提出すること。また、質問書提出後は必ず電話にて受信確認を行うこと。

なお、電子メール以外での質問書の受付は行わない。

(3) 回答方法

質問及び回答内容は、令和7年5月9日（金）午後5時までに随時、鳴門市公式ウェブサイトに掲載する。

なお、回答書に記載した内容は、本要領、仕様書等を補完するものと位置付ける。

5 提案書等の提出

(1) 提出書類

① 提案書表紙（様式5）

② 提案書（A4任意様式）

文字サイズは11ポイント以上とし、A4サイズ縦長横書きを基本とする。（A4サイズ横長・A3サイズ折り込み頁の挿入可。）

③ 見積書（様式6）明細書を添付すること。

(2) 提出部数 正本1部及び副本8部

(3) 提出期限 令和7年5月23日（金）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法 本要領1(7)の担当部署へ持参又は郵送により提出すること。

ただし、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

6 審査及び選定

受託候補者の選定は、提出された提案書等の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）による審査を踏まえ実施する。

(1) プレゼンテーション等

① 実施日は令和7年5月下旬を予定しており、詳細については、後日通知する。

② 審査員は、第4次鳴門市男女行動計画策定支援業務審査委員会（以下「委員会」という。）委員5名とする。

- ③ プレゼンテーション等の所要時間は、1事業者につき30分以内（提案説明20分、質疑10分）とする。
- ④ プレゼンテーション等の出席者は4名以内とする。
- ⑤ 必要な機材（パソコン等）は提案者が用意すること。
※スクリーン・プロジェクターは本市で用意。
- ⑥ プレゼンテーションの内容は、提出された提案書に基づく説明とし、追加の資料配布は認めない。

(2) 審査方法

本プロポーザルの審査は、委員会において、別紙②に掲げる評価項目に従って行い、評価点が最も高い者を受託候補者、次点の者を次点候補者として選定する。

なお、提案者が1者の場合であっても、プレゼンテーション等及び審査を行い、別紙②「1 評価項目、配点等」のうち⑥見積額の評価点を除く評価点が配点合計の6割以上となった場合には、受託候補者として選定する。

(3) 審査項目

別紙②「第4次鳴門市男女行動計画策定支援業務プロポーザル評価基準表」のとおり

(4) 選定結果の通知及び公表

- ① 選定結果は、受託候補者決定後、提案者全員に対し速やかに結果通知書により通知する。
- ② 選定結果は、選定結果通知後、鳴門市公式ウェブサイトにおいて次の事項を公表するものとする。
 - ア 業務名、審査会日時及び委員数
 - イ 提案者数
 - ウ 受託候補者の名称、住所及び代表者氏名
 - エ 各提案者の評価項目ごとの評価得点及び合計点

7 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類等の提出方法や提出期限等が本要領に適合しない場合
- (2) 提出書類の内容に虚偽の記載が認められた場合
- (3) 本要領1(5)に定める見積限度額を上回る金額で見積書を提出した場合
- (4) プロポーザルの実施途中において、本要領2に定める参加資格要件を満たさないこととなった場合
- (5) その他、審査結果に影響を及ぼす不正行為を行った場合

8 契約に関する基本事項

契約は、受託候補者と市が業務内容等について協議を行い、合意に達した場合、締結する。なお、協議が整わない場合は、次点候補者を受託候補者とみなし、契約締結に向けた

協議を行う。

本業務の仕様については、本業務の目的達成のため、必要な範囲において受託者との協議により別紙仕様書の記載項目の変更等を行うことがある。また、これにより提案見積額を超えない範囲で契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

契約保証金は免除する。

9 留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザル以外の目的に使用しないものとする。
- (3) 提出されたすべての書類等は返却しないものとする。
- (4) 提出期限後の書類の追加・修正・差し替え・再提出は認めない。ただし、審査に必要と認められる場合は、市からの追加提出を求めることがある。

10 提出先・問い合わせ先

1 (7)記載の担当部署

別紙①

- ・ 経歴書（様式 7）
- ・ 印鑑証明書（写し可）
- ・ 登記事項証明書（写し可）
- ・ 貸借対照表・損益計算書（写し可） ※申請日の直前 2 年の各事業年度に関するもの
- ・ 納税証明書（提出日の直近 1 年分、写し可）
 - ア 鳴門市内に本店を有する者
鳴門市が発行する法人市民税・法人の固定資産税（法人のみ）又は市民税・固定資産税（個人のみ）についての納税証明書
 - イ 鳴門市外に本店を有する者で鳴門市の支店・営業所等取引に係る権限を委任する者
鳴門市が発行する法人市民税・法人の固定資産税（法人のみ）
※鳴門市の課税分だけで結構です。
 - ウ 鳴門市外に本店を有する者で、鳴門市内に支店・営業所等がない者
本店所在地、あるいは委任先を設けた場合にあっては当該委任先についての法人市区町村民税・法人の固定資産税（法人のみ）又は市区町村民税・固定資産税（個人のみ）についての納税証明書
- ・ 使用印鑑届（様式 8）
 - (1) 「届出者」欄
営業の本拠となる本社、本店に関する事項を記入すること
 - (2) 「使用印鑑」欄
鳴門市と契約の締結、代金の請求及び受領その他の一切の商取引に使用する印鑑を押印すること ※社判（会社名のみ刻印されているもの）は不可
- ・ 鳴門市暴力団等排除措置要綱に基づく誓約書
- ・ 委任状（様式 9）
鳴門市と契約の締結等につき支店、営業所等に属するものを代理人に選任する場合にあっては、資格の有効期間を通じての委任状を提出すること

別紙②

第4次鳴門市男女行動計画策定支援業務
プロポーザル評価基準表

1 評価項目、配点等

評価項目	評価基準	配点
①業務実績	事業者の経営実績、過去における同種・類似業務の実績が豊富で十分な成果が期待できるか。	10点
②業務実施体制	業務を確実に実施できる体制や人員が配置され、より良い計画策定に資する資格や経験を有しているか。	10点
③業務実施方針	業務の目的及び現在の国方針等を正確に理解・把握しており、本市の現状と課題、地域性に基づいた提案か。	20点
④提案内容の具体性	提案内容や実施方針について、具体的であり実現性が高いものであるか。作業工程に無理がなく、スケジュールが適切であるか。	20点
⑤提案内容の専門性・独自性	事業者の専門性を活かした創意工夫・独自性に富んでおり、効果的に業務を遂行し得る提案か。仕様書に定めるもの以外に有益な提案等があるか。	30点
⑥見積額	人件費や必要経費の明細が分かり、提案内容に対して適正な見積額になっているか。	10点
合 計		100点

2 評価水準

(1) 「1 評価項目、配点等」の⑥見積額以外の評価項目については、次に示す6段階評価による得点化方式により得点を付与する。

評価水準	大変 優れている	優れている	普通	やや 劣っている	劣っている
10点満点の項目	10点	8点	6点	4点	2点
20点満点の項目	20点	16点	12点	8点	4点
30点満点の項目	30点	24点	18点	12点	6点

(2) 「1 評価項目、配点等」の⑥見積額の評価項目に対する得点の付与方式は以下のとおり。

得点＝配点×最低業務提案見積金額 ÷ 本業務提案見積金額 (小数点以下は四捨五入)

※著しく妥当性を欠くもの (業務提案に係る委託料の見積上限額の60%を下回る場合) は、本項目を2点とする。

(3) 参加者が1者であっても審査を実施し、「1 評価項目、配点等」の⑥見積額の評価点を除く評価点が6割以上となった場合には、受託候補者として選定する。